

生徒心得

淀川工科高等学校の生徒として集団生活をしている以上、学校の秩序を保持し、生徒としてふさわしい行動を取るようにならなければならない。ここに記した心得はこのような目標のもとに、生徒のとるべき態度について一つの標準を示すものであり、常にこれを実践して行くことにより、その成果が期待できるものである。

1. 頭髪・身だしなみ規程

- (1) 通学の際は本校規定の学生服着用のこと。(男子は黒詰め襟上着と同色学生ズボン。女子は紺色ブレザーと同色スカート。ただし女子は黒または紺色の学生ズボン・紺色ベストを着用してもよい。)ただし、5月1日より10月31日まで、夏の略装(男子は黒色学生ズボン、女子は紺色スカートもしくは黒または紺色の学生ズボンに、白無地の開襟シャツ・カッターシャツ・ブラウス)で通学してもよい。
- (2) 本校規定の学生服の上に防寒衣を着用してもよい。ただし、色は黒・紺・ねずみ・茶が望ましい。
- (3) 男子は校章を左襟に、学年章・系章を右襟に、女子は左胸ポケットの左に校章、右に学年章・系章を付けること。
- (4) 校内では規定のはきものを使用すること。ただし、負傷等により規定のはきものが使用できない時は、生活指導部の許可を受けること。
- (5) 実習服、実習帽、体操服は、常に清潔にすること。
- (6) 故意によるパーマ・染色・脱色・ピアスは禁止とし、本校生として自覚のある身なりに努めること。
- (7) その他、生徒としての品位を失うような身なりはしないこと。

2. 言語・態度

- (1) 言語は明晰、態度は温和であること。
- (2) 長上には敬意を表し、礼儀作法をよくわきまえること。
- (3) 粗暴な態度、野卑な言葉は厳重につつしむこと。特に暴力は一切用いないこと。
- (4) お互いの人権を尊重する態度を養うこと。

3. 校内生活

- (1) 校内では常に清潔・整頓を旨とし、環境の美化につとめること。
- (2) 落書きをせず、紙屑等は捨てぬこと。
- (3) 共同使用の建物、器具等の取扱いに特に注意すること。もし破損した場合は直ちに生活指導部に届け出て指示を受けること。
- (4) 登校後は許可なく校門を出ないこと。
- (5) 所有物には必ず記名しておくこと。
- (6) 金銭、物品の貸借はできるだけしないこと。また物品の売買は厳につつしむこと。
- (7) 金銭や物品等の盗難・紛失および拾得の場合には、必ず生活指導部まで届け出て指示をうけること。
- (8) 登校の時間を厳守し、欠席、遅刻、早退はできるだけしないこと。
 - a. 欠席した時は、保護者よりホームルーム担任へ届け出ること。
 - b. 遅刻した時は、その旨、口頭でホームルーム担任へ届け出ること。
 - c. 欠課、早退するときは必ずホームルーム担任、及び生活指導部の許可を受けること。
 - d. 家族の死亡による忌引は早急に届け出ること。忌引日数は次の通りとする。

父母	5日以内
祖父母兄弟姉妹	3日以内
伯(叔)父母	1日

ただし、遠隔地の場合は往復日数を加算する。保護者が父母でない場合は、父母に準ずる。
- (9) 登・下校時に単車・自動車の使用は禁止する。学校行事、部活動などで学校以外の場所に行くときも同様とする。
- (10) 携帯電話の使用についてはマナーを守り、特に授業中の使用は厳につつしむこと。

4. 校外生活

- (1) 誘惑に負けず毅然たる態度と、秩序正しい生活を実践し、正義感と理性的態度を堅持すること。
- (2) 公德心をわきまえ、すべてのものに愛情をもち、暴力行為を厳に慎むこと。
- (3) 生徒としての品位を維持し、車中、歩行中には、他の人に不快な感情を抱かせないように、言動に注意すること。
- (4) 喫煙、飲酒は絶対にしないこと。
- (5) 高校生としてふさわしくない場所には絶対、出入りしないこと。
- (6) 常に生徒証を所持すること。特に紛失しないように注意すること。
- (7) 旅行等で家を離れる場合は、必ずホームルーム担任まで届け出ること。
- (8) アルバイトはできるだけしないこと。やむを得ずおこなう場合には必ずホームルーム担任および生活指導部に届け出ること。
- (9) 覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の薬物の誘惑には注意し、絶対に手を出さないこと。